

性的マイノリティが直面する 日常生活での様々な困りごと

性的マイノリティの人々は、社会的な抑圧や、周囲の無理解の中で、ライフステージごとに様々な困りごとに直面したり、悩みを抱いたりすることがあります。

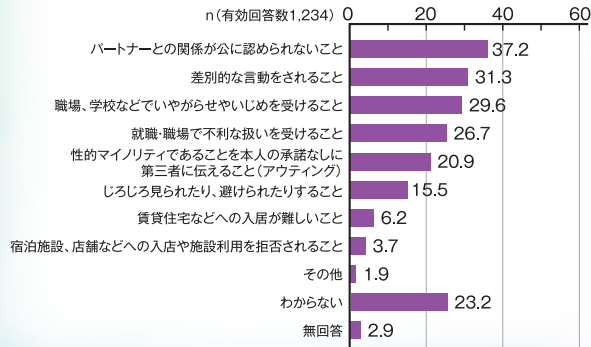
- ☑ 「ホモ」「おかま」「気持ち悪い」という言葉に傷ついた。
- ☑ 性自認と異なる制服の着用品がづらい。
- ☑ 性自認の性別の更衣室やトイレが使えない。
- ☑ 性的指向や性自認に関するいじめやハラスメントの被害にあった。
- ☑ 性的指向や性自認について相談できる場所がわからない。
- ☑ 履歴書の性別と外見が異なるため、就職活動で差別されないか不安を感じる。
- ☑ 公的書類の性別と外見が異なるため、行政窓口の手続きに時間がかかった。
- ☑ 住宅を借りる際、住民票の性別が外見と異なるため貸主から断られた。
- ☑ 医療機関の受付では戸籍上の名前で呼ばれるため、受診しづらくなった。
- ☑ 同性パートナーの入院時に付き添いや看護ができない。

性的マイノリティに関して 今、起きている人権問題

(兵庫県「人権に関する県民意識調査結果(令和5年度)」より)

「パートナーとの関係が公に認められないこと」が37.2%と最も高く、次いで「差別的な言動をされること」が31.3%、「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」が29.6%と続きます。

■ 性的マイノリティに関し、あなたは現在、特にどのような人権問題が起きていると思われますか。(3つまで選択)



「人権」とは、すべての人が生まれながらに有する権利であり、私たちが幸せに暮らすために欠かすことのできない大切なものです。

性的マイノリティ(性的少数者)については、依然として社会の理解が進まず、偏見や差別、配慮に欠けた対応などによる精神的苦痛や社会生活上の困難など様々な問題があり、深刻な人権問題になっています。

国では、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

性的マイノリティに対する不当な差別はあってはなりません。私たち一人ひとりが多様な性についての正しい知識を身につけ、理解を深めましょう。

相談窓口

兵庫県LGBT電話相談 TEL.050-3637-7521

対応日時 毎週土曜日(年末年始を除く)・18:00~21:00
相談内容 性的指向、性自認、性表現、SOGIハラなど

(公財)兵庫県人権啓発協会
人権相談窓口 TEL.078-891-7877

対応日時 平日(年末年始を除く)・9:00~17:00
相談内容 人権全般に関する相談

(一社)社会的包摂サポートセンター
よりそいホットライン TEL.0120-279-338

対応日時 24時間受付
相談内容 性的指向や性自認に関すること

法務省
みんなの人権110番 TEL.0570-003-110

対応日時 平日(年末年始を除く)・8:30~17:15
相談内容 人権全般に関する相談

兵庫県労働局
総合労働相談コーナー TEL.078-367-0850

対応日時 平日(年末年始を除く)・9:00~17:00
相談内容 職場におけるハラスメントなどに関する相談

性的マイノリティに関する
相談窓口



多様な性への 理解を深めるために

人権文化あふれる温かい共生社会をめざして



兵庫県マスコット はばタン

兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会

性の多様性について考えてみましょう

性的マイノリティは身近な存在

性的マイノリティ（性的少数者）の人は、見ただけではわからないことが多く、身近に「いない」「会ったことがない」と思っている人も多いと思います。しかし、民間調査によると、日本における性的マイノリティの割合は、約4～10%という結果が出ており、少なくとも30人に1人という割合になります。つまり、30人クラスに1人はいるということになり、誰しもが学校や職場、友人や知人との付き合いの中で、接している可能性が高いと言えます。当事者の方々は無理解や差別を恐れて、家族や友人、知人にも伝えることができず、周りもその存在に気づきにくいことから、「特別で」「いない」ものとされ続けているのです。

30人に1人が
性的マイノリティ



性の多様性に関する基礎知識

① 性のあり方とSOGI・SOGIE

性のあり方は、大きく分けて右図の4つの要素の組み合わせによって、整理する考え方があります。その組み合わせは多様で、「性はグラデーション」と言われることもあります。

また、性的指向と性自認の頭文字をとって「SOGI」、性表現を加えて「SOGIE」ということもあります。「SOGI」や「SOGIE」は、性的マイノリティだけでなく、すべての人に関係する属性や特徴と言えます。

法律上の性	出生時に割り当てられた性別をもとに戸籍等に記載された性別	
性的指向 Sexual Orientation	恋愛感情や性的な関心がどの性別に向くか、向かないか	SO
性自認 Gender Identity	自分の性をどう認識しているか	GI
性表現 Gender Expression	服装や髪型、言葉遣い、しぐさ等、自分の性別をどう表現するか	E

② LGBT・LGBTQ とは

「LGBT」・「LGBTQ」とは、下記の言葉の頭文字を取った言葉で、性的マイノリティの人たちを表す総称の一つとして用いられます。

L レズビアン Lesbian 女性の同性愛者	G ゲイ Gay 男性の同性愛者	B バイセクシュアル Bisexual 両性愛者	T トランスジェンダー Transgender 出生時に割り当てられた性別と性自認が異なる人	Q クエスチョニング Questioning 自身の性のあり方について特定の枠に属さない人、分らない人、決めていない等の人	Q クィア Queer 規範的とされる性のあり方以外を包括的に現す言葉
---	----------------------------------	--	--	---	---

※上記以外にも様々な性のあり方があります。

多様な性を理解し、行動するために大切にしたいこと

- ☑ 性のあり方を理解し、正しい知識を身につける。
性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わることです。性的指向や性自認、性表現に関する正しい知識を持ち、生きづらさや悩みごとに気づくことが大切です。
- ☑ 性のあり方は多様であることに配慮した言動をする。
周囲に「いない」のではなく、「本人が言えない」だけかもしれません。性的指向や性自認、性表現などについて面白がって話すようなことはしない、見た目や言動で性別を決めつけられないなど、性のあり方が多様であることに配慮した言動をしましょう。

性的マイノリティを理解し、一緒に考え、行動できる人になりましょう。

日常生活で気を付けたい言動

- ×ノーマル ×アブノーマル ×ホモ ×おかま
- ×レズ ×おなべ ×オネエ ×あっち系
- ×男らしく ×女らしく など

性的指向や性自認を揶揄する発言は、差別的言動であることを認識しなければなりません。服装、髪形、一人称の呼び方など、個人の好き嫌いを尊重しましょう。職場や学校など日常生活での言動にも気をつけましょう。

カミングアウトや相談を受けたら

カミングアウトや相談を受けた際は、最初にかける言葉や対応が大切です。例えば、「打ち明けてくれてありがとう」と伝える、何に困っているのかしっかり聞くなど、個人の思いを受け止めることが大切です。

また、周囲と情報共有が必要な場合は、必ず本人の同意を得た上で行うこととし、悪意がなく、相手のためを思っている行動であっても、本人の了解なく周りの人に伝えること（アウティング）は絶対にしてはいけません。

※ カミングアウト：性的マイノリティの当事者が、自身の性的指向や性自認について他者に伝えること。



兵庫県パートナーシップ制度について

※ お互いを人生のパートナーとして認め合ったお二人が、日常生活において継続的に協力し合うことを約した関係であることを証明する制度です。

詳しくは、右の2次元コードから
兵庫県HPをご覧ください

兵庫県パートナーシップ制度

